

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。日本共産党の平野邦夫でございます。

議長の許可をいただきましたので、ただいまから私の一般質問を始めていきたいと思えます。

最初に通告しておりますのは、地方自治体が住民の暮らしに直結した、たくさんの仕事を行っているわけでありますけれども、それがいわゆる全国的にもそうですけれども、いわゆる公務の市場化ということが今進められてきております。自治体ごとの実施をとりわけ首長の個性を反映して、公務の市場化が進められている、こういう指摘が、私が読んでいる本の「住民と自治」という中に、分析をされておりました。言われてみればなるほどだなという感じがいたしますけれども、地方自治法の第2条では、地方自治体の固有の任務が明確にされております。

改めて、このことを整理をしてみたわけでありますけれども、1番目には、企画、財政、税務に関すること。住民登録を始めとした窓口業務などの総務系統の仕事、2つ目は、道路、河川、住宅、環境保全、防災、清掃、上下水道などのまちづくりの系統の仕事、3つ目には、小中学校の建設や管理、学校給食や学校事務、文化、スポーツなどの社会教育、そういった教育関係の仕事もあります。

市民に最も身近な行政の場でありますので、特に4番目の福祉や医療保健の系統の仕事、保育所の建設や運営、児童福祉法に基づく仕事、老人ホームの建設や在宅老人福祉、病院の建設、運営、障害者福祉。国民健康保険、社会保障関係の仕事、5つ目には、産業行政。これも大事な仕事であります。農業と基盤整備、農協と連携した農業振興、中小商工事業の振興、観光事業など、おおよそ、こうした広範囲な住民の日常生活に関わる分野の仕事を市は行っているわけであります。いわば、地方自治の本旨といわれる、住民と滞在者の健康と安全を守り、福祉の向上を図る。この地方自治の本旨に沿った、大きく分ければ5つの分野に沿って、毎日の業務が遂行されております。

市長は提案事項説明の中で、市民病院の民間移譲、図書館の指定管理者移行などに触れられました。ほかにも、あるわけでありますけれども、地方自治法の第2条で示された、市の固有の任務。これと民間への移譲という問題、関係について、市長の基本的な見解、姿勢について、最初にお伺いをしておきたいと思えます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、地方自治法第2条とおっしゃいましたけれども、地方自治法第2条というのは多岐にわたります。地方自治法第2条の第何項が前提条件なるんでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

緊張して、自分の席に戻ろうとしましたが、（発言する者あり）市町村ってのは、市長は総務省おられたんですから、地方自治体の……（発言する者あり）第2条の項目でいいますと、これは予算の立て方を先ほど私は……（発言する者あり）大きく5つに分けてやったわけですよ。款、項、目……（発言する者あり）ちょっと、議長……

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。（発言する者あり）

○25 番（平野邦夫君）（続）

まあ、いわば地方自治法でいっていますと、先ほど言いました、地方自治体の固有の任務ってあるわけですよ。その地方自治体の固有の任務を、私は5つの系統に分けて示したわけです。ですから私が質問した、この固有の任務と民間移行っちゅうのが、行政改革の中で、大きな流れの中で、具体化されてきております。きておりますので、その関係について市長に問うてるわけですから、これに沿って市長は答弁いただければいいわけです。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、ですが、あなたは先ほど、地方自治法第2条の規定に基づいて私の見解を問われたんです。地方自治体の第2条っていうのは御存知のとおり、地方公共団体と国の責務の役割、切り分けの問題、あるいは今までの流れの定義の問題等々がありますので、これ地方自治法の第2条のどこをね、さして私は答弁をすればいいんでしょうかっていうのを教えを請うているわけですので、まずそれを明らかにしてほしいっていうのは、再三申し上げてる。それによって私の答弁も、正確にちゃんとしたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

ここで、地方自治法の第2条の項目を上げて私質問してませんよ。市町村は基礎的な自治体として、住民の暮らしに直結した仕事を多く行ってる。（発言する者あり）これは2条に、地方自治体の固有の任務としてずっと列挙されておりますよ。そのことを私、言ってるわけじゃない。どういう仕事をしているのかと。その中に、民間移譲っちゅうことを市長は趣旨説明の中で言いましたからね。それとの関係を聞いているわけで、そのことを答弁してもらえればいいわけですよ。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、答弁不能ですよ。地方自治法第2条っていうことをおっしゃったんで、私はそれに沿って答弁しようと思っているんですけど、地方自治法第2条のどこの部分をね、淵源にたどっていけば答弁ができるかっていうのを私は聞いてるわけでありまして、まずそれを明らかにするのが質問者の筋だというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

私が言ってる地方自治体の固有の任務っちゅうのは、明確にされているわけでしょう。（発言する者あり）そこで、市長答弁できないんならね、それはそれで次に行きますよ。地方自治体の固有の任務を5つの課題に分けて示したわけですから。その中に市長がこの間進めてきた病院の民間売却であり、図書館の指定管理者であり、そういったことも市町村の本来の固有の任務を民間に移譲する。これは武雄市だけではない問題ですよ。

しかし、市長の初日の提案説明の中でも、自分の間の8年間の実績がよくわかりませんが、自分のやってきたことを整理して言われたわけでしょう。それは、地方自治法の2条に明確にされているわけでしょう、地方自治体の固有の任務っちゅう問題が。そこを私は整理して言っているわけですから、それは答弁できなければできないでいいですよ、次に行きますので。公務の市場化の問題というのは、先ほど指摘しましたように、本来地方自治法で示している担うべき仕事。福祉であり、医療であり、保険であり、いろんな分野に集中しているわけでありまして、私が議員になった一番当初っちゅうのは、市内に6カ園の公立保育所がありました。これは県内でも、最も進んだ地域でもあったわけですよ。これは、県が6カ所の公立保育所の問題で、これは整備しろみたいな、何といいますか、指導とはおかしいけども、その当時から行革でいわれてましたからね。これが、民間移譲にどんどん進んできて、最終的には武雄町の保育所。これを最後は公立保育所として残す。そういう約束事があったわけですけども、それは民間が果たし得ない、障がいを持っている子どもの保育だとか、病後児保育だとか、そういったものを、民間でやれない部分を、武雄町の保育所でやろうじゃないかという合意があって進んできたわけですけども、これが民間に移される、移譲されるという計画が、もう既に動いてますね。（発言する者あり）

そうすると、ここから決定したという内容でしょ。そういう意味でいいますと、県内6カ所あった公立保育園、すべて民間に移譲されたというのがあります。学校給食も、競輪事業の財政が一般会計に組み入れられるという時代でしたので、すべての小中学校で、自校方式で学校給食をやっている。これは、県内でもその当時に比べてみますとね、一番進んだ学校給食であったわけです。これが先ほど言いましたように、自校方式ですか、あるいは橘、

朝日を合併してセンター方式にするのかという計画がなされたときに、その当時田中教育長でしたけども、やはり最終的には、自校方式がいいということの議論を通じて、自校方式を堅持する。ただし、調理部門については民間に移譲しようということになったわけです。それでも、すべての小中学校、一部残してますけども、北方のセンター方式は残ってますけども、自校方式がいいということで今日、これでも県内では、ある意味ではトップ水準の事業をやっております。このとき、福祉文教委員会でも報告を求めたときに、いわゆる調理部門を民間委託したことによって、1億1,000万円の人件費を削減することができたということが教育委員会から報告されたことがあります。私もいまだに覚えてるわけですけども。まあ、そういうふうに考えたときに、民間に移譲するということと、地域の経済との関係について、次に市長に答弁をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、改めて申し上げますと、地方自治法第2条と民間移譲っていうのは、全く関係のない話ですので、そこはまず、御覧の皆さんたちには整理をしてほしいと思います。

それで答弁に入りますけれども、もしですね、牟田議員さんのお父さんが市長さんだったときに、景気の非常な落ち込みで、競輪を主体として税収のひどい落ち込みがあったときに、あの当時からもすごく反対論を抑えて、牟田市長さんが、私の尊敬する市長さんですけども、やっぱあのときに民間っていうふうにしなかったら、僕は今の武雄市はなかったというふうに思っております。これブログでも書きましたし、外部の専門家もそのようにおっしゃってるんですけども、武雄市が8年前に合併したときに、それでも一番財政状況が悪かったのは、旧武雄市でございます。あの牟田行革がなかったら、もうほんとに北方、山内の皆さんたちには申し訳ないですけども、とても武雄市と合併することはなかったというふうに思っています。そういった中で、私は過去を振り返るときに、全部がベストだったって言うつもりはありません。恐らく私がやったこと、議会とともにやったことも、10年後20年後に振り返ってみれば、あのときはちょっとこれ政策ミスよね、判断ミスよねっていうのはあるかもしれませんけれども、少なくともそれに立ったときに、過去に行革を押し進めてきた民ができることは民で、ということを押進めてきたものについて、特に旧武雄市が行ってきたことについては、私は間違いがなかったというふうに思っております。

そして、これを一元的に、一つ一つ固有の問題があるにも関わらず、これ悪く言ってるつもりはないんですけども、全部が全部、例えば公務の市場化っていうふうに押しなべて計るのも、これまた問題だと思うんですね。

例えば、この保育所については、この部分が問題だったから、例えばこれ民間にお任せしましたということ。病院もそうです。図書館も指定管理者制度っていうスキームを使いまし

たけれども、そういった一つ一つ、きちんと丁寧にクリアにしていって、それを私は最終的に総括するっていうのが筋だというように思っていますので、あんまりこう、十把一絡げに、これが流れが悪いとかっていうのは、あんまり議論としては意味をなさないという事は思っております。何か問題点があったら、やっぱここが問題点ではなかったかということが、私は一般質問での質問の筋だというように認識をしております。平野議員には、そこら辺を期待をしたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

昭和 58 年から始まった、自主再建という言葉がありました。いわば、その当時の競輪財政に依存した財政からいかに脱却するかということが、最大のその当時の課題でもあったわけですね。それほんと、大きな分かれ道だったかもしれません。立場を変えて言いますとね。

ですから私、そこで鍛えられたという面もあります。そういう点では、職員定数の問題が一つ大きな課題になり、そしてその当時区画整理を始めとした武雄市の南部方面での大きな開発事業というのが、並んでる、並んでるっていうのはおかしいけども、課題としては随分あったわけですね。

ですから、それは全体の公営企業、まあ、公営企業って言いません。ギャンブルっちゅう言葉はあんまり使いたくありませんけども、競輪財政に依存した財政体質からいかに脱却するかということから、いろんな課題が見直されていく。事務の合理化であってみたい、その事務の合理化っちゅうことだけでね、私は否定するつもりはありませんよ。事務の合理化と同時に、職員定数どうあるべきかと。人口規模であってみたい、財政規模であってみたい、私はその立場、どういう立場でいうかといってみますと、職員数多ければ多いと考えてないんですよ、それは。住民サービスとの関係で、市の職員の数はきちんと確保する。これはこれで当然のことだと思います。高ければ高いほどいいとは考えていません。賃金についてもそうですね。高ければ高いほどいいっていうことではない。それは、その財政状況に応じてそうなるわけですね。

現在どうなってきたかと。事務の合理化と職員定数を減らすのが一体として、その当時から進められてきました。まあ、そういうことを見ていきますとね、公立保育所の6カ園も当然、市の職員の現業部門で担っていく。学校給食もそうですね。これを全体的に見直していこうということは、その当時から始まったわけでありまして。それは私も、初めてそこに議員として参加してましたからね、かなり厳しかったことは認識をいたしております。現在どうなっているかと。私が聞いているのは、そういった民間に移すことによって、地域の経済との関係と一緒に聞いているわけですね。地域の経済の、いわば、一体のもんですからね。地域経済を活性化していくっちゅうのは、行政の仕事でもあります。福祉の仕事を通じてみ

たり、いろんな事業を通じて、地域経済にいかにか循環させていくかというのが、当然の立場です。そういう立場からですね、民間移譲っちゅうのが、地域経済にどういふ影響を与えたのかというのが、質問しているところなんですよ。答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、何か8年前を思い出しますね。いや、最初平野議員さんとはこういう質問をして、僕もすごく鍛えられた経験があつて、何かこう、8年前に戻った気がして、これがそのまま続けばいいなつて思うんですけれど。

まず、その地域経済に与えるインパクトっていうのは、私は少なくとも、これ一般論で申し上げて恐縮なんですけど、民間のほうがあるというふうに思っています。

例えば、新武雄病院の例を出しましょう。今まで公務員の職員だったんですね、新武雄病院って。公務員の職員が100人大体いたと。今、民間でどれぐらいの方がいらっしゃるかというと、これちょっと数え方にもよるんですけれども、480～500人の従業員の方がいらっしゃいます。これを市の財政で、あるいは市民病院の病院特別会計で、この500人の人たちを吸収できるかといったら、それは無理な話なんです。ですので、そういった中でも、消費者として目されるそういった従業員が増えるっていうことだけでも、その1つは数が増える。あるいは、その数イコール量だというふうに規定をしますと、それだけのものが購買力につながっているということですので、それは明らかに数的な面からいっても、それは明らかに効果があるだろうというふうに認識をしております。

今度は民営化ではありませんけども、図書館であります。図書館についても、今まで図書館の、旧図書館の職員が、まあ、これも数え方によるんですけれども、大体十数人いたと。十数人。十一—何人だっけ、（発言する者あり）20人いたと。それが今、何人かということ、大体50名から60名ぐらいで推移をしてるんですね。これは、何でこんなことが可能かっていうと、要するに図書館の中でTSUTAYA書店等が、本を売ったり、あるいはスターバックスのコーヒー等売ったりすることによって、そこで収益を上げていると。その収益の一部分で、雇用も吸収してもらってるということになります。これは下手な指定管理者だと、全くそのまま、例えば1億1,000万投げて、そこでビジネスが生まれないっていうことになると、コストカットしかないんですね。しかし、先ほど申し上げたように、図書館というのは、目的外使用のエリアで、そこで本を売ったり、コーヒーを売ったりしていることで、収益が上がって、そこで雇用を吸収してるっていうことになるので、こういう雇用の吸収の仕方ができてくるというふうに認識をしておりますので、私どもからすると、まあ、保育所とかはちょっとまたいろんな見方があるのかもしれませんが、少なくとも我々がこの8年間で手がけたものについては、明らかに民間にしたほうが効果はあるだろうというふうに

思って、経済効果だけ見ても、効果があるだろうというように認識をしております。そして、最終的な認識なんですけれども、これ、そうはいつでも我々としては、今まで病院は赤字垂れ流しです。宮本栄八議員はうそばかり言ってましたけれども、赤字垂れ流しになっています。それで、それを今回は税込だけで1年間で新武雄病院から8,500万から1億円いただくことになっています。そして、あの図書館についても賃料年間で600万円、条例に基づいていただくことになっています。これがある意味、指定管理者制度、そして民営化のもう一つの大きな効果であります。赤字をストップして税金がくることによって、それを皆さんたちがおっしゃってくださっている福祉の充実とか、子育て世代への手当とか、これができるようになっているということでもありますので、まあ、いろんな課題があることは承知してまますけれども、相対としては、私は地域経済に与える影響という意味では非常に効果があるというように最終的には認識をしております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

就業人口が全体として増えてきているだろうというのは、まだ新しい国勢調査の結果見ませんので、若干古い資料になるかもわかりませんが、武雄市の職業別15歳以上の就業人口という資料をいただきました。武雄市15歳以上どれだけの人たちが働いているかと。就業しているかと。各分野別に出ておりますけども、これはサービス従事者でいえば3,173人だとか、農林従事者で1,625人だとか、これ、ずっと減ってきているわけですけどね。第3次産業のほうが増えてきているわけですよ。そういった各分野別は別としましても、全体総数として2万4,892人、15歳以上の就業者というのは。これは人口動態によって、出ていく人もおるし、入ってくる人もおるし、人口そのものは横ばいですけども、就業者人口もそんなに大きく変化はないだろうと。問題は、この2万4,892人就業人口として統計されているわけですけども、その中でやっぱり市税、所得税、どれだけの人たちが納められてるのかなど。ほかのその時代時代の景気の動向にも左右されますね。民間の賃金が上がったり下がったり、これから上がるんだろうとも期待していますが、上げなきゃいかんと思っていますけども、内需の拡大ちゅう立場から見ますとね。しかし、実際統計的にどう現れてきているのかと。実際働いてる人たちと、そして市町村県民税、所得税どんだけの人たちが払っているかということなどを統計的に出されているわけですけども、これは平成24年、25年を比較してみたところ、納税義務者っていう人たちが1万6,280人。25年の段階で見ても、課税標準額、段階別、平成25年度の到達ということで見ていきますと、1万6,125人、若干減ってるわけですけどね、そんな大きな変化はない。しかし、そういう納税義務者の人たちの、いわば配偶者控除であってみたり基礎控除であってみたり、そういったものをずっと控除した後の総所得金額、これは武雄市内でそういう納税義務者の人たちの所得、控除後の所

得はどれだけあるのかと。これは平成 24 年で見ますと、415 億 2,257 万 4,000 円。そして、25 年で見ますと、これが 411 億 6,287 万円。そうしますと、働いている人はそんなにこう大きな変化はないだろうと。各分野別もそう大きくはないだろうと。前年比 24 年決算、25 年決算で見ると、4 億 673 万 6,000 円減ってるわけですよ。22 年のほうはもっと多かったわけですが、これ減ってきていると。全体の武雄市内の働いている人たちの、いわば納税義務者の人たちの総所得金額というのはこうなっている。そうすると就業者人口との差、8,767 人。この単純に数字を足したり引いたりしますと 4 億減ってる、24 年から 25 年にかけては。実際には働いてるけども市町村県民税払ってない、払えてない。まあ、納税の義務があるわけですが、払えるだけのものじゃない、基準以下っちゃうことでしょうね。8,767 の方が実際に所得税とか、市町村県民税を払えていないと。この差は一体何なのかと。

さっき言いましたように私たちの立場としては、例えば最低賃金、625 円ですか、今。少なくとも 1,000 円にしていきたい。もちろん事業主の人たちへは、国の中小企業社への手厚い保護をしながら、そして内需を拡大していく。そういうことが求められるわけですが、いわゆる行政がやっている仕事、そしてこれを民間に移譲する、そして先ほどの経済効果、雇用の問題から詳しく言われましたけども、確かに固定資産税等々で 8,500 万から 1 億円というお金が新武雄病院を含めて、あの周辺一帯から入ってくるだろうと、これは想定できます。税収増とはそこでしょ、市長が言う税収増っていうのは。だから、ここら辺の関係を市長はどう見ておられるのかというのを先ほど聞いたわけです。もう一度この数字を見た上で答弁いただければと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、そのとおりだと思います。これは、私たちの分析と全く一緒なんですけども、ここでちょっと考えなきゃいけないのは、例えば、伊万里さんとか嬉野市さん、あるいは佐賀県と考えたときに、大体この流れっていうのは一緒なんです。あと、我々が考えなきゃいけないのは、要するに、その例えば落ち込みがあったときに、他の近隣市町村と比べてどれだけの落ち込みがあるかということ、これを考えなきゃいけないってなったときに、まあ観光客も含めて、あらあらの数字で恐縮なんですけれども、そこまで実は落ち込んでないんですね。近隣の、まあどことはこれ比較はしません。比較はしませんけれども、そういったときに、やはり、先ほど議員がいみじくもおっしゃったとおり、やっぱりこう、武雄市民病院の民間移譲っていうのが、それを和らげる効果になってるっていうのは間違いがないんです。ですので、これをもってプラスにするっていうのはさすがにちょっと私もマジシャンじゃありませんので無理なんですけれども、大分、市民が被るべき痛みが和らいでいるということは、これは議員もお認めいただけると思うんですね。要するに、税収の落ち込みをそこでカ

バーしてるということで、我々は税収があって政策が展開できますので、それはお認めいただけると思うんです。

一方で、これからのことを考えたときに、今、財政ベースで、予算ベースで申し上げますと、法人市民税、個人市民税ですよね。これが5%から8%伸びるだろうというように認識をしております。それで、固定資産税についても、これはちょっとまだ予断を許しませんけれども、昨今の例えば、北方町の木の元地区であったりとか武雄町の川良地区、甘久、中野、黒尾、私の出身の川上っていうのが、家が、まあこれは消費税前の駆け込み需要かもしれませんけれども、どんどん造成が今始まっています。特に甘久の女子校の周り、この前見てみてびっくりしましたけれども、もう宅地が。聞いてみたんです、ディベロッパーの人に。もう完売だそうです。ですので、そういう意味からすると武雄は近隣のところから比べれば、そのさほどの落ち込みもなかったというふうに実は思っていますし、今後の伸びについても、私が見る限り、そこは期待できるだろうというように認識をしています。ですので、落ち込みはそのとおりでと思うんです。ただし、これ議員も御存知のとおり、数字に出てくるっていうのは、政策を打ってから、やっぱりちょっと遅れて出てくるんですね。遅れて出てきますので、そこはもう少し、ちょっと時間を与えていただければありがたいとこのように思っております。繰り返して申し訳ないんですけども、もし、病院の民間移譲を果たし得なかったら、今ごろ武雄市は大変な状況になってたということは思っていますので、この場を借りて、ほんとにいいことをしたなということを認識をしております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、消費税増税と、3%新たにアップさせるっていう問題と、社会保障一体改革ということで、今国会にもかかっていますね、社会保障関係、特に医療福祉の問題で。これは武雄市が独自にやれる問題ではないんですけども、国としては、43万床ベッドを減らすと。まあ医療費抑制ということで、一般病床の中でも、高度医療の問題や急性期のベッドや回復期のベッド、そして慢性期のベッドと。43万床減らす。こういうその社会保障を好転させるいろいろな分野で好転させるようなことが、今国会でも論議されてる。

今市長が言われたのは、固定資産税の増収ということでは、そりゃ数字に出てきますので、開発と同時に、その路線価によって土地が上がっていく。その結果、100分の1.48の固定資産税がかかる。そしてそれは税収として武雄に入ってくる。私がさっき指摘したのは、いわば市町村県民税も、払えないといったほうがいいでしょうね。そういう人たちが8,000人以上超えておられる。ここの所得をどう引き上げるか。これは福祉を充実させる。例えば、まあこれは武雄市も県内で、大体上位に入るんでしょうかね。中学校卒業するまで、医療費の無料化、薬剤も含めて無料化をしている。これで、子育て世代の人たちは、その分地域の

経済の中で、まあ消費に回せる。こういった内需をあたためていく上での行政の役割も一方
で出てくると思うんです、後でまた述べますけども。

しかしその基礎となる賃金は、日本共産党としては、最低賃金 1,000 円以上という時間あ
たり。これは、事業主だけの努力ではできない部分がありますね。

ですから、国の施策として、中小企業への人件費アップのための補助金を出していく。大
企業には、法人税減税やっているわけですからね。あるいは復興税制も 3 年かけたのも、2
年前倒しして、何兆円ですか。消費税の 8 兆円を国民負担増、そして社会保障を後退させる
ことによって 3 兆円の国民の負担増。こうなるとますます、これ国政じゃありませんので、
そういう中で、市町村として、市民の暮らし・命・健康を守るという立場に立ったときに、
ここを充実させることも、1つの節約、1つの大きな柱だということを私は言いたいわけ
ですね。まあそこは、通告外の問題ではありますので、この程度でとどめておきますけども、
問題は、いかに勤労市民の、武雄市民のふところをあたたくしていくか。基本は賃金です
よね。今雇用形態複雑ですよ。4 時間だけ働いてくれ、忙しい時間働いてくれと。例えば 10
時から 2 時まで外食産業で働いている人たちもおります。夜は夜で仕事をして、いわばダブ
ルワークやっている女性もおられますよね、たくさんおられます。そういう人たちが安心して
子育てができる、安心して仕事安定してできる。おなかには赤ちゃんができたんだけど
も、産前産後の 6 週 8 週の保障、これ社会保険であれば 6 割の給与が保障されるわけではあ
りませんが、パートの場合だとか非正規の場合はこういった保障は十分なされない。こう
いうところをいかに、引き上げていくかっていうのが国の施策であると同時に、市のできる
仕事もありますね。そういう意味で先ほどの数字を紹介したところです。まあそこは、答弁
があれば答弁していただきたいと思います。

次に、図書館問題について。

〔市長「答弁します」〕

え、じゃあお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

答弁の機会を与えていただきありがとうございます。いやこんなに有効的な議論ができ
るっていうのは、ほんとにありがたいと思っています。（発言する者あり）最初です。いや最
初も有効的だった、いやちょっと私語を慎んでください。やっぱり平野議員のおっしゃると
おりだと思うんです。ですが、やっぱり国ができることは国で、国がやらなければいけない
ことは国でということ、じゃあ、市町村、この基礎自治体ができることは何だろうかって
いうことを真摯に考えた場合に、8 年前、皆さんとともに、私は市長に就任させてもらっ
たときに、それから水道料金を 15%、まあこれちょっと、これもとらえ方によるんですけど

も、15.84%、一番最大で低くしました。あるいは、固定資産税を1.55だったのを1.48に減らしました。で、介護保険料を、あの当時高止まりしてたのを200円下げました。ですので、我々ができるっていうことは、やっぱり国の根本税制を変えるっていうのは、これは無理な話なんで、いかに市民の皆さんたちにライフラインとして直結してる部分を、負担を和らげると、痛みを少しでも和らげるっていうのが、我々基礎自治体のなかんずく政治家の仕事だと思っていますので、これを引き続き進めていきたいというふうに実は思っているんです。その中で、これ財源が実は必要なんです、財源が。財源が必要ですので、これは、例えば私が市長に就任をさしていただいたときに、基金が82億円ぐらいしかなかったんですよ。それを今113億まで積み上げています。もともと400億円強の借金を、今300億円近くまで下げています。ですので、まあこれを財源と呼べるかどうかはちょっと別にしても、明らかに8年前と比べると、そういう福祉的な財政に、行政に使える財源が積み増してきたということがありますので、それをよく議会と相談しましてね、まあ、ちょっと、議員も私も、もうこれ賞味期限がもう近づいてますので、もうこれ以上のことは申し上げませんが、そういったことを我々はきちんとやっぱり考えていくべくだろうというように思ってますので、なかんずく平野議員さんの、先ほどの御指摘の部分については、ありがたく受け止めたいというように思っていますので、過去のことはきちんと総括をしなきゃいけないと思ってます。その上で、じゃあ次の子どもたちの世代、今福祉っていてもなかなかね、年配の方々が苦しんでおられるっていうこともよく承知をしていますので、そういった方々の痛み、悩み、苦しみを少しでも和らげるようにするのが、ここは政治家の役割だと思っていますので、これはよくいろんな機会をとらえて、議会と相談をして、まあこれ、ちょっとここまでにしておきますけれども、私も公約を3月の下旬に発表しますので、その際には強く打ち出してまいりたいとこのように思っています。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

それは、27年間の議会活動をちょっと振り返っていますとね、一番ファイル多いのは、水道問題ですよ。高料金対策債の対象市となって、これを本来の制度目的どおりに市民に還元すると。そのために一般会計から投入した分の8割は国が見ましようという、控除金対策債の、これを制度の目的どおりに実行してこなかったという結果から、16億円、基金が貯まったわけでしょ。これを本来の位置に戻すべきだと、市民に。それを受け継いだ市長は、水道料金引き下げたと。引き下げたのは結構なことですよ。随分助かっておられます。

これもあります。介護保険につきましては、これはあとで言おうと思ってましたけども、（発言する者あり）介護保険についてはね、（発言する者あり）これは、何期かなこれは。588円上がっていますよ、今。（発言する者あり）いったんは下げましたけども、（発言する者あ

り) いったんは下げたんだけど、13.6%値上げして、(発言する者あり) 588 円増えてますよ。まあしかし、それはそれで水道料金、固定資産税、100 分の 1.48 にしたと。これ合併協議会との話し合いの結果として、100 分の 1.55 なのは全国でも、二百数十自治体しかなかったわけですから。だから、そういう合併協議の上で、100 分の 1.4 の町、100 分の 1.55 の市、これ結果として 100 分の 1.48 にした。もうこれは、賛否両論あったとしても、率は下がったわけですからね、固定資産税税率はね。(発言する者あり) それは事実として私言ってるわけですよ。(発言する者あり)

通告の中にありますけども、武雄市図書館問題について、次に移していきたいと思いますが、ＣＣＣ、カルチュア・コンビニエンス・クラブを指定管理者として、年内 1 億 1,000 万、補正負担公費組んでますので 5 億 5,000 万の委託費、年間 1 億 1,000 万運営、委託費払って、運営が直営から指定管理者である ＣＣＣ に移ったと。この 3 月で、約 1 年が経つわけですけども、市長初日の主旨説明の中で、78 万人来館者が増えたと。これは確かに、近くに住んでますけど、よくわかります。前年に比べると 3.8 倍ですか。

そこで答弁していただきたいんですけども、本の貸出冊数、本来図書館ですから、本の貸出冊数にそれはどう反映されているのかと。これは 9 月議会でも 1 回質問しましたですかね、その当時は 1.7 倍。ここの開きは何なのかということで質問したわけですけども、ですからその、1 年経ってみて、これらの数字から何を読み取るかということをお伺いしたいんですけども、図書館の本来持つべき公共性、そしてどのような、その民間委託したことによって、商業スペースが出来たわけですけども、こういった指定管理者との間での緊張関係といいますか、そのことを、大いにこう議論しなきゃいかん時期にきてますね、1 年経ってみて、3 月で 1 年経つわけですけども。十分議論した上で、どうそれを検証していくかということになるわけですけども、この開きについて、来館者が 3 月いっぱい 100 万突破するんじゃないかと、こう市長言っていましたけども、まあそれは人がたくさん増えてきていることは間違いのない事実です。そして、それと、本来図書館が持つ貸し出し、この 180% なり 170% なり、現在はわかりませんが。この落差ってのはどうなのかということをお伺いしたいんですけども、図書館の本来持つべき公共性、そしてどのような、その民間委託したことによって、商業スペースが出来たわけですけども、こういった指定管理者との間での緊張関係といいますか、そのことを、大いにこう議論しなきゃいかん時期にきてますね、1 年経ってみて、3 月で 1 年経つわけですけども。十分議論した上で、どうそれを検証していくかということになるわけですけども、この開きについて、来館者が 3 月いっぱい 100 万突破するんじゃないかと、こう市長言っていましたけども、まあそれは人がたくさん増えてきていることは間違いのない事実です。そして、それと、本来図書館が持つ貸し出し、この 180% なり 170% なり、現在はわかりませんが。この落差ってのはどうなのかということをお伺いしたいんですけども、図書館の本来持つべき公共性、そしてどのような、その民間委託したことによって、商業スペースが出来たわけですけども、こういった指定管理者との間での緊張関係

○議長 (杉原豊喜君)

樋渡市長

○樋渡市長 [登壇]

図書館の答弁は、所管の教育長が答えますけれど、まずですね、合併協議会で固定資産税を下げるという結論は出てないんですよ。(発言する者あり) 出てません。出てませんので、それはあんまりね、事実と違うこと言わないほうがいいですね。下げろとか上げろとかってあるので、最終的な結論は決まっていない。

そして私が申し上げたのは、ピーク時から 200 円下げたっていうふうには言ってるじゃない

ですか。だから、その 500 いくらっていうの十分承知してますよ。その部分を言ったんで、あんまりこう、私の言った正確な答えに、何かうそでたらめなことを、あんまり交えないほうがいいというふうに思っております。(発言する者あり)

○議長（杉原豊喜君）

静かに。(発言する者あり) 静かに。古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

図書館の貸出の冊数でございますけれども、本年の 1 月末現在で大体 1.6 倍ぐらいというふうになっております。先ほどおっしゃいましたように来館者数につきましては 3.7 倍あるいは 8 倍と、こういった数字になっているわけですし、数字には若干の違い、相当な違いがございます。これは私どもの分析では、従来の図書館につきましては図書の貸し出しというのを中心にいたしておりましたけれども、新しい図書館になりまして、滞在時間が増えているということで、どちらかと言いますと滞在型になっているというふうに認識をいたしております。実際に平均の滞在時間を調べてみますと、1 時間半から 2 時間程度というふうになっておりますので、館内で本をじっくり読んでもらって、そして時間をかけて 1 冊 2 冊読んで帰ってもらっている方が非常に増えているというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これは大事な点なんで補足したいと思うんですけども、これ来館者数が 369% 伸びているということ、それで、そこまで貸出冊数が至ってないっていうのは、それは議論としてはあり得るんですけど、これ主に図書館学の権威であられる慶応大学の糸賀教授っていう人が言い始めた話なんです、これを批判の論拠として使うのは。ばかな議論だと思いますよ。こんなの。まずですね、今まで市立の図書館にお越しいただいた方々っていうのは、市民の中でも、まあこれはいろんなとらえ方があるんですけども、少なくとも私どもが調べた限り、年に 1 回以上行く方が大体市民の 20% ぐらいしかいないんですよ。20% きってるんですよ。ですが今、御存知のとおり、この前、林真理子さんが武雄北中で講演をされました。北中で。そのときに、武雄、これはあの新潮 45 にも載っている有名な場面なんですけれども、何人手を挙げたと思います。僕も後ろで見ました。何人——盛義議員さん、何人挙げたと思います。手を。全員です。全員なんです。そうですよね。全員挙げたんですよ。じゃあ今まで、図書館、市立のとき行ったことがある人っていうたらほとんど手が挙がないんですよ。ですので、何を言いたいかというと、今まで図書館に縁遠かった層が、図書館に行くと本のすばらしさに、行っていると、もう目覚めてるっていうことがあると思うんです。

私自身もそうです。図書館に行って、やっぱり次の本を借りるっていうのは、ハードルがやっぱり高いんですよ。ハードルが。1 回借りるとね、ああこれ借りられるよねって思うん

ですけれども、本好きの人っていうのはなかなかそれをストレスと思わないけれども、よく見てみると、あんた本借りらんねって、例えば中学生とか言うわけですよ、僕も。もうずっと読んでますからね。これ、2週間で15冊借りられますって。いや、借りられるよっていても、やっぱりこう借りたら、もう何か、家帰ったら汚すけんとかってやっぱ言うわけですよ。また、返すのがめんどくさいとか、遅れたらまたね、皆さんに迷惑がかかるとか言うわけですよ。だから本を借りるっていうのは我々が思っている以上にストレスになるっていうことは、我々は重々認識しなきゃいけないっていうふうに思ってるんですね。だから、まず図書館に縁遠かった層が、図書館にお越しいただくっていうのがホップ。次、図書館で本を借りるのっていうがステップ。最終段階にジャンプの部分っていうのは、自分が図書館で情報発信をしていくということ。

これはいろんな発信があると思うんですけども、例えば講演で、きのうはチームラボの猪子さんが見えになった。その前は五体不満足の乙武さんが見えになった。その、例えば講演を聞いて、それを自分のレポートとして、いろんなところにソーシャルネットワークを使って発信をするとか、いろんな自分の思いを述べていくとか、そういうふうに、図書館が受け身から積極的な位置づけに変容しつつあるんですね、武雄市の図書館の場合は。その側面も、我々は十分にやっぱり見ていく必要があるだろうというふうに思っていますし、図書館っていうのは無料の貸本屋じゃないんですよ。無料な貸本屋じゃ。ないですので、そこは図書館のあるべき姿っていうのを、我々は全部、100%正しいとは思ってません。思っていないです。思っていないですけども、日本の図書館界に巨大な一石を投じたっていう認識はあります。ですのでそれを国民的な議論として、今後自分たちが、3,000 余ある図書館をどういうふうにしたいかっていうのを、私たちもそうなんですけど、みんなで議論していく話だろうという認識をしますので、私は貸出冊数と来館者数の差については、まあ差があることは認識をしますけども、別にそんなにそれをもって、そのネガティブに、否定的に捉えるものではないというように認識しておりますけども、なかなか慶応大学の糸賀教授っていう人はわかってくれません。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

1年経ってみて、いろいろ検討されていくわけでしょうけども、これは以前から指摘もしておりましたけども、例えば、伊万里図書館が持ってるような、いわゆる車ですね。車でずっと周辺を訪問していくということもやっていますね。武雄はそんなことやってませんので、各町の公民館だとか、あるいは北方、山内図書。そういったところを充実させて、ほんとうにこう、本と接する機会、もちろん学校図書ありますけども、学校図書以外の本にも、大いに、なんといいですか、接触する機会、子どもたちに与えていく、子どもたちの学びの場に、学

びのために、この公共性を大いに生かしていくということも今後の課題だろうと。

先ほど市長の答弁、大変ですよ、その自転車で来るのもね。しかしせめて年に1回か2回ぐらい、武雄図書館に行こうというのは、そういった提案もここでしたことがありますけども、そういう、実際に分館があるわけじゃありませんので、分館的な役割を公民館、支所、そういったものが果たしていけるような検討も大事じゃないかと考えています。

次に、タブレットの導入の問題について、質問を移していきたいと思います。

私も、武雄市の公開授業は参観に行きました。その後、体育館で行われた全体授業の中で、タブレットの導入の狙い、目的について代田教育監が報告されておりましたけども、この中で言われたのが2つ、私印象深く覚えているのは、全国学力テストの点数っていうのは、佐賀県は平均以下だと。家庭の学習力を見ても平均点以下だと。これをいかに引き上げるかということをもあ端的にそこで話されたのを覚えてるわけですけども。

今、県の段階でも古川県政の下で、人材育成として、学力の向上を至上命令とする教育、その中身としては、県で2回の学力テストをやるとか、あるいは放課後、あるいは土曜日の一部補習授業。まあ、土曜日開校は武雄もやってますよね。年10日間は土曜日開校すると。やってるわけですけども、いわば佐賀県全体をそういう方向に今、古川県政の下で、武雄の場合早くやってるわけですけども、その評価は別にしましてね、結局、こういう教育を進めていく中で、ますます子どもたちを競争教育の渦の中に放り込んでしまうっていうのは、ちょっと言葉が過ぎるかわかりませんが、そういう競争教育が一方で激しくなってくるんではないか。そういう危惧をしているわけですけども、教育長さんの答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

代田教育監

○代田教育監〔登壇〕

今、11月27日に行われた武内小学校で、私の発言を含めて質問されましたけれども、今回の教育委員会が指導するタブレット端末導入に関しては、大きな目的としては、教育の競争の激化ではなくて落ちこぼれをつくらない教育を目指す、これを冒頭に申し上げたので、このところをぜひ御理解いただきたいなというふうに思います。

その中で、もちろん学力テストの向上も大事だし、佐賀県で平均以下になっている家庭での勉強、それも大事です。ただ、もっと大事なことは、公教育として落ちこぼれをつくらない教育を目指す。これが大きな目的であることを御認識いただきたいなというふうに思います。

それで今回反転授業という手法を、佐賀県で公教育としては多分日本で初めて導入しています。実際に11月21日、そして1月28日で行われた研究授業のときにも、タブレット端末を家で持ち帰って予習をしてきました。このときに何回か授業繰り返しましたが、ほぼ100%

の子どもたちが予習をして授業に臨んでいます。これが従来の学習方法、教科書の26ページから38ページを読んできてください、これは100%、かなり難しいです。特に小学校の子どもたちが自主的に勉強すると難しい中で、タブレット端末という動画が非常に興味・関心が湧くような形でつくる。そういうことによって、ほぼ全員の子どもたちが予習をして、次の授業何やるんだらう、非常に楽しみに授業がなつたと。これも多くの子どもたちが回答しています。さらに何かわからない問題があった、これも事前に先生たちが正確に把握出来るようになっていきます。従来の授業スタイルだと、先生は子どもたちの顔色を見て……（発言する者あり）はい、そういうきめ細やかな手法を取り入れることによって、落ちこぼれをつくらぬ教育を目指す。これが目的でありますので、従来の御指摘のような、競争激化を招く、そういうふうには考えておりません。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっとこれ大事な点なんで補足をしたいと思います。世の中に競争がなかったら、ユートピアみたいな教育はやっていいんですよ。いいんです。だけど世の中に出たときに、もう一気に超競争社会じゃないですか。特に日本はまだね、甘っちょろいんですよ。お隣の韓国、中国行ったときに、どういふ——我々の次の世代は、その人たちと対峙しなきゃいけないわけですよ。そういったときに、そういう競争をしなやかにたくましく、チームの力を借りて、やっぱり、乗り越えなきゃいけないっていうことを考えた場合に、小学校の公教育の果たす役割ってものすごく大きいんですよ。だから我々はそういう競争社会に出たときに茹で上がったカエルにならないように、それを、さっきも言いました、たくましくしなやかに乗り越えられるように、早い段階から、それを楽しくね、公教育です。

それを我々は、分かち合うためにやっているというのは、ぜひ御理解をしてほしいっていうふうに思ってますし、タブレットは、すごい、言い方を古く言えば、昔のそろばんですわ。そろばん。これ、世の中で使わなきゃいけないということになった場合には、もう頭で考えずになるべく心の中から、もう考えずにそれを使うっていうのは、それは早い段階に越したことはないんですよ。

ですので、それを我々は言ってるに過ぎないんで、恐らく平野議員さんと向かってる方向は一緒だなんて思ってるんですけど、ただ、見える風景が全く違うっていうのはよくわかりました。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは、改めて今、新しい事業を展開されているわけですから、1947年に制定された教育

基本法の中に、4つの項目にまとめられたところがあります。

まずその1つは、学問の自由を尊重し、これが1つ。第2には、実際生活に則し。3番目には自発的な精神を養い、第4には自他の敬愛を協力によって。

こういった内容に基づいて、人材の育成ではなくて、教育基本法で述べられた目的のちゅうのは、人格の完成ですよね。最初の学問の自由を尊重してというのは、これがアカデミックな問題を、これは大部分でやるんでしょうけども。これは、そこに任せればいいわけで、その、子どもたちが発言する自由、先ほど、なんて言いました、班ごとに単位を決めてそういうことも含めてでしょうけども、先生たちが教える自由、先生たちが教材をつくる自由、教育そのものの中に、自由の雰囲気があるとなければならない。これは、この教育基本法を改正した法の中にいわれてきてるわけでありましてけども、その1つ、園田氏に教わったのはですね、実際の生活に則し、というのは一体どういうことなのかなということで改めて学んでるわけですけども。子どもたちが学ぶ勉強が、テストのためだったり、あるいは点数を取るだけのものだったり、順位を上げるためだったり、自分の実際生活に則さない勉強であってはならない。さっき市長がそろばんって言われましたね。確かに、我々、私たちは読み書きそろばんの時代に育ったわけですから。

〔市長「僕もですよ」〕

あなたは違うでしょう。(発言する者あり) 勉強、そういう子どもたちの力、学んだことの一つ一つが子どもたちの力になるように、生きていく力になるように、そういう内容でなければならない、これは普遍的な問題でしょう。子どもたちが社会に出て競争社会にぶちこまれる。さっき市長言いましたけども、中国や韓国の例をとって、激しい競争の中に入って行くわけですから、それに適応する人間をつくるんだと。そういったことが人材育成っていうことの中身でしょうね。

しかし、競争の中には必ず勝者と敗者がいます。いす取りゲームってのは、これ話すと長くなりますからね、最終的に10人の子どもがおって、9つのいすしか準備されてない。先生が笛を吹いて、笛を吹き終わるまでに、9人がいすに座る。1人はみ出しますよね。今度は8つのいすにする。ほいでまた、9人の子どもがいす取りゲームに参加する。また1人はみ出されていく。最終的には1つのいすに対して、2人がぶつかり合うわけでしょう。

そういうことを私、さっき代田教育監は落ちこぼれをつくらないって言いましたけどね、競争社会は激しくなっていけばいくほど勝者と敗者。そして勝者はいつも少数ですよ。さらにこれまた別なとこいけば、勝者は少数。ずっと、その敗者の経験をした人ばかりですよ。

ですから、先ほど言いましたように、そういう生きていく力になる、子どもたちの力になる、そのことが大事だということを私は学んでいるところなんです。まあそういうことと、先ほど言いましたように、反転授業ってのがあるじゃないですか。

例えば私たちが学校へ行って、先生から教えていただく、初めて知ることに対する喜び、

感動っていいですか。また、そういう子どもたちの初めて知った喜びだとか、初めての感動だとか、授業で教わったときに、その子どもたちの表情を見て、先生も自分の準備した教材、あるいは授業に入るまでの導入どうするかと、そういった経験を通じて、子どもたちと先生との信頼関係が高まっていく。やっぱり子どもたちは、新しいことを一つ一つ学校で学ぶこと、それに対する感動、喜び、これが大きな力になっていくんじゃないかなと。それ、私自身考えてるところです。

次に、タブレット導入にあたって、武雄市とエデュアスとの間で交わした物品売買契約書ですか、この点に質問を移していきたいと思います。

これは質問通告するにあたって、この契約書の中にある、仕様書の中にあるサポート体制。このサポート体制の中で、2年間はメーカーの保証だ、タブレットに対する2年間はメーカーの保証だと。サポートサービスは別途契約だということなんですけども、これはまだ準備されてないと。ということですので、それはぜひどういうことをサポートサービスとして市が考えてるのかと。このことはぜひ出していただきたい。答弁していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

サポートサービスにつきましては、26年度の予算案に計上させていただいておりますので、注意をしながら御答弁させていただきたいというふうに思います。もともと保守契約につきましてはハードウェア、あるいはソフトウェア、これに障害が発生をしたときに対応していただく、これを中心に契約しているというのが従来の保守契約でございますので、今回、新年度でお願いするものもこれを中心にやりたいというふうに思っております。障害が発生しないような予防、こういったものも入ってくるというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

この仕様書を見ておると、これ、質疑の中でも聞いたところですけども、セキュリティ機能、これは学校外の利用におけるセキュリティについてということで、自宅への持ち帰りを想定して、児童・教員・保護者が安全に利用できること。気になって質疑したのは、校外での通信については、ネットワーク接続を禁止するというふうに言われましたですね。

先ほど話がありましたように、家庭での予習をする。それで学校では、復習をする。その是非を、まず先ほど言いましたけども、こうしたときに家庭での予習っっちゃうのは低学年になればなるほど保護者の援助っていいですかね、これ当然出てきますよね。まあ、インターネットをつながないたって、高学年になっていきますとね、家庭にパソコンがそれぞれ1

台ぐらいあるでしょうから。そこは、どういうセキュリティが果たされていくのかなという心配がありますね。家庭に持ち帰るわけですからね。県の場合は、学校に置いて帰るちゅうことらしいですけども。武雄の場合は、家に持ち帰って予習に使うということですからね。

どういう心配があるかという、先ほど言いましたようにお母さんたちの、あるいはお父さんたちの残業時間の問題だとか、必ず6時には、あるいは必ず7時には家に帰れるちゅう条件を持っている人たちばかりじゃないですね。夜遅くなる、残業で遅くなる。そういうことも十分考えられるわけでありまして。そうしたときに、タブレット端末を使える時間帯、インターネットはつながないって書いてありますけども、じゃ、どういう時間帯が想定されているのか。子ども1人のときもありますよね。仕事の状態によっては。まあ、しょっちゅうしょっちゅうはないでしょうけども。教科、どういう教科については、すべての教科についてされるのかね。あるいは教材はどうなっていくのか、その2点答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

代田教育監

○代田教育監〔登壇〕

どういう教科でいうと、お答えしますと理科、算数の教科について、全体の単元の3分の1くらいの時間数で予習を行っていきたいというふうに思います。

で、もう一つ、インターネットにつながないんですけども、動画・コンテンツはタブレットの中にダウンロードして持ち帰る、ということが行われますので、ネットワークつながなくてもできる環境を整えています。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

言いましたけど、時間、どんな時間でも使えるんですか。

〔教育監「はい」〕

○25番（平野邦夫君）（続）

はい。

〔市長「議長、議長」〕

○25番（平野邦夫君）（続）

何、こっちに聞いて……

○議長（杉原豊喜君）

答弁ある、答弁ある……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、平野議員ね、これは重要な論点なんですよ。

ですので今いろんな、例えば集会とかで言われてるのは、これ真夜中まで使えるんじゃないかとかっていうのを、まだきていますので、これ今、教育委員会とも調整してますけれども、夜9時になったらね、もうボトンと落ちるようなアプリなりソフトを入れようと思ってるんです。もう9時になったら使えないというふうにして強制的に見えなくするっていうのと、インターネット、我々つながないといっても、やっぱり不安に思っておられる保護者の皆さんとかまだ多数いらっしゃいますので、小学校、公教育の場面については絶対使わないと、使えないということも、もっと言う必要があるだろうというふうにも思っています。

それとなおかつ、1人のときってすごく重要なんですよ。今度のタブレットは1人のときでもちゃんと見れるっていうふうにはしているんです。ですが、やっぱりこれ、周りにいたほうが、やっぱりいいっていうのは、それはもう間違いないことですので。これは学童の中でもね、ちゃんとできるように、今、教育委員会とも。まあ、学童は我々のほうですけども、担当部局が。そこはやっぱり教育委員会とよく詰めてしていきたいと思っております。

そう意味で、いろんな場面で子どもたちがストレスなく、負担感なく使えるようにしていきたいと、このように認識しております。ですので、これまだ我々は、日本で最初、前人未踏の領域に入っていきますので、ぜひ議員の皆さん、保護者の皆さん、地域の皆さん、これはこうしたほうがいいっていうのは、どんどん教育委員会なり私どもに教えてくださればありがたいと、このように認識をしております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

1人の落ちこぼれも出さない。今、落ちこぼれっちゅう言葉を使ってるんですかね。ついていけない子とかね、という言葉に置き換えられてきておりますけども、それは家庭の事情によって、予習を家庭でして翌日は復習を学校でやる。それがさっき説明があった反転授業の中身でしょ。

必ずしも予習を、100%ってさっき言われましたけども、家庭の時間帯、生活の形態っちゅうのは働き方の多様化によって随分変わってきてますよね。そこでいろんな不安が保護者の中からも出てきている。まあ当然、教育委員会にもそれが反映されていると思いますけども。

4月から導入するとして、もう3月入ったわけですけども。保護者への説明会の中で、どういう不安・心配事が、特に低学年の場合、まあ高学年と低学年とは随分違いますからね。そこら辺、教育委員会にどういう心配事が反映されてきているのか。その一部は今、市長が答弁されましたので、9時には全く使えない状態にするという、今、答弁がありましたですね。

そこら辺は、その以外の、学童保育所でも使えるようにということですよ。

そうすると保護者への説明会、あるいは実際に現場を担当する学校の先生たちへの研修、あるいは学童保育となれば、指導員の人たちへの説明も当然出てくるでしょうね。これは市長部局のほうでやるんでしょうけども。そこら辺はどうですか。

○議長（杉原豊喜君）

代田教育監

○代田教育監〔登壇〕

現在、保護者への説明会を各学校で展開し、3月末までにはほぼ全部終わる予定であります。また、先生方への研修も行い、先日も、いわゆる悉皆、全員の学校の先生が来る、必要な研修とさらに自主的な研修を積み重ねております。冒頭の説明もありました、保護者の不安ですが、教育委員会が把握している3つの一番大きなポイントとしては、健康。特に視力への不安。また、ネットをつなぐことの中毒化、ネットタブレットの習慣化、3つめはタブレットの破損・紛失。こういったものが保護者から出ている3つの大きな不安だというふうに認識しており、それについて、誠実に答えをさせていただいているという状況です。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

先ほどの教育監の答弁に加えて、我々がぜひやりたいと思っているのは、これは保護者の皆さんから、私のほうにかなり意見がくるんです。やっぱり人は、知らないものについてはすごく不安感があるんですよ。

ですので今度、4月1日からはちょっと無理ですよ。配布をして、徐々にしていきますので、夏ぐらいになったときには、およそ8割ぐらいの完成度に多分なっていくと思うんですよ。夏ぐらいには。その時期を見計らって、全小学校において、オランダとかでもなされていますけど、オープンデイを、頻繁にやっていきたいと思ってるんです。やっぱり百聞は一見にしかずだと思っておりますので、保護者の方、地域の皆さんであるとか、さまざまな方々がお越しいただくようなオープンデイを、子どもたちに負担のかからないように、先生たちに負担のかからないように、そういったのを、やっぱりしていく必要があるだろうというふうに思っています。

そしてなおかつ、我々は、例えば学力の向上であったりとか、家庭にね、反転予習をする、その家庭に我々が行くっていうのはなかなか、それはできませんので、どういうふうな形態になっているかっていうのもきちんとそれは議会並びに市民の皆さんたちにちゃんと開示をしていく必要があるだろうと思っておりますので、なるべく私どもは、難しい言葉を言って恐縮なんですけども、情報の非対称性っていうのをなくしていこうというふうに思っ

ていますし、ぜひその議論を、さまざまな議論がきちんと向かうように、前向きに向かうような場面場面っていうのをつくっていくのが、我々市長部局の役割だろうと思っております。これは教育委員会を、教育長、教育監を全面的にサポートをしていきたいと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

一番心配してますのはね、そういった学力の向上、文科省が全国一斉学力テスト、これを公開するような方向で検討しているということでもありますけども、こういった競争社会の中で、ますます格差と貧困、格差が拡大してきてる。先ほど言いました、韓国でも競争社会ではあるかもしれません。それに、競争社会に打ち勝った人を富裕中の富裕層として中国は出てきているでしょう。しかし、多くの人たちが貧困にあえいでいるっちゃうのは実際上の数字にも出てきてますね。そういう子どもたちが、それに耐えられるように、心配してるのは、競争教育がもっと激しくなっていくんじゃないかという心配があるわけですから、そこは、人材の育成ではなくて、教育委員会の本来の目的である人格の形成で、強く生きていける力をしっかりつくっていく。そういった意味ではフィンランドはね、まあ、教育視察で韓国・中国も多いかわかりませんが、逆な意味では、フィンランドへの教育視察っていうのが、一方で増えてきてる。これは自然との関わりをしっかりと子どもの時代に学ばせる。その中で生きていく力をしっかり身につけさせる。そういう教育の結果としてフィンランドは、国際的な比較でね、常に上位にあるわけでしょ。そういったことも大いに、我々も学んでいく必要があるなということから、今度の反転教育だとか、タブレット導入が競争教育の激化につながりはしないかという心配があるからそのことを指摘をしてるところであるわけです。

時間が迫ってきましたので、次の社会保障プランについて質問を移していきたいと。

時間の関係でいいますとですね、結局消費税 8% の増税で、これは社会保障を充実させるためだと。まあ、いわば自然増っちゃう部分もあるけども、高齢化社会が進んでいく中で、当然、社会保障。社会が成熟しますとね、それはやっぱり、高齢化していくと同時に、高齢化することにより幸せを感じる。これはいわばヨーロッパ型の社会政策であるわけですね。

しかし日本の場合に、この社会保障プラン、改革プランを見ますと、医療であれ、福祉であれ、介護であれ、そういったもの、ことごとく悪です。私に言わせるとね。

4つの柱で見えますと、一つは病院ベッド数、43万床を減らすっていうんでしょ。それここから説明やりますけども、いずれにしても、長期療養病床を含めてベッド数を減らす。これは医療費抑制につながっていく。入院も今、だいたい2週間で退院して、回復、リハビリ期に入っていきわけですけども、これをもっと短縮する。ベッドの回転数を増やす。だから43万床減らしても、そんなに悪い結果はでないみたいなこと言ってますけども、回復期・

安定期は当然必要です。慢性疾患者についてはそうです。

もう一つが、要支援介護に関していいますと、要支援1、2。こういった人たちから給付の対象外にするとか。あるいは介護サービス、利用料を、貯金1,000万持っている人以上はね、1割を2割にするとか、そういう内容が盛り込まれてるわけですが。1つの、第1の狙いってというのは、要支援の、高齢者への介護保険給付を打ち切る。要支援者が利用するサービスの内、6割を占める訪問介護、通所介護。これ市町村が実施する事業に、いわば丸投げ。地域支援事業に。これ、9月議会でも指摘をしましたね。具体的に、じゃ、市町村の負担ってのは出てくるわけですが、どういうことが考えられるのかっていうのが第1の質問。

2つ目には、特養ホームについては前回も特別な事情の場合は要支援1、2の人たちでも、要介護1、2の人たちでも特別な事情の場合は入れるということいわれましたので、中身としては、特養ホームの入所要件。原則としては要介護3以上に重点化する。だから、認知症とか障害を抱えているやむを得ない事情、こうした人たちは要介護1、2でも特別養護老人ホームに入りますよ。まあこれは、9月議会でも山田部長答弁しましたね。

3つ目には、利用者負担の強化。年間所得が160万円。年金収入のみの場合、280万円以上の人たち。こういう人たちの利用料は、1割～2割にする。どの程度、武雄、対象になっていくのかね。さっき言いましたように、資産が1人1,000万円以上の貯金。そんなにたくさんおられないと思いますけども。そういう人たちは1、2割にするんだと。どのように試算されているのかね。既に今、国会で論議なっているわけですから、当然そういうことは十分見ておられるんだろうと思うんですけども。今示した、第1、2、3について答弁をいただきたいと。残り時間10分ちょっとしかありませんのでお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

まず、介護保険の要支援1、2の方の介護保険サービスについて、現在の介護の部分から外れるんじゃないかという話ですけれども、介護の部分から外れるわけではございません。地域支援事業ということで実施していくということでございます。

その中で、市、町の負担はどうなるのかというふうな話だと思いますけれども、枠組みが一緒ですので、そこで変わったからといって市の負担の分が増えるということとはございません。

それと特養の入所要件とかにつきましては、先ほど言っていましたけれども、特養、現在でも、待機者が非常に多いというふうな中での施策ということで、先ほど言われましたような形で進んでいくということでございます。

それから、あと利用料の負担の部分で、どれくらいの対象者がいらっしゃるかということ

でございますけれども、ここにつきましては先ほど言われましたように、本人の貯蓄とか、何とか、そういうふうな部分でございますので、そこまで我々が調査する権限が現在ございません。そういうことで、対象者がどのくらいかということについては把握してないところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

まあ、一見言えば、いわば、地域支援事業に移すと言いますけども、結局従来の介護士とか、資格要件がありますよね。こういう人たちが、いわばボランティアや民間企業に委ねる、民間企業っちゅうのは派遣でということになるんでしょうけども。そういう担い手の人たちですよね。質を問うというのはね、ちょっと語弊がありますが、そういう資格要件を緩和すると、そういう規制をね。それでボランティアだとか民間企業の活用も視野に入れて、そして要支援1の人たちの地域への介護にしろ、訪問介護にしろ、地域への事業にしろ、そういったものを移していく。そうすることによって、国の負担を減らそうというわけですよ、狙いはね。

もう一つの特養については、これは所得収入によって料金違いますので、有料老人ホームはとて入れない。しかし、要介護3、4、5っちゅうのは寝たきりに近い人が多いわけですよ。それでも待機者が、前回質問したときには380名くらいおられたと。結局、消費税を値上げ、8兆円の負担増を新たに国民に負わせる。8兆円っちゅうと国民1人あたりいくらですか。1億2,000万で計算しても、4人家族で二十数万円になるわけですよ。そういうお金を、福祉・社会保障に回すんだと。

しかし、一方では、特養ホームをつくる上での補助金は出さない。待機者がどんどん増えていく。こういう特別な事情の人だって、特別な事情の人ばかりじゃないですからね。家庭の介護能力もなかなか難しいっちゅう人たちもおるわけですから。

そういった意味では、いわゆる今国会で論議されている社会保障改革プラン。これが市町村にだって与える影響はどうなのかと。あるいは、介護利用者への影響どうなっていくのかと十分検討した上で、地方から声を上げていくべきだと。

改善こそすれ、その財源のための消費税率っちゅうわけですよ。そこはですね、大いに地方から声を上げていく必要があるんじゃないかと考えております。

次に、国保の問題に、質問を移していきたいと思えます。これも、時間の関係ですべては言いませんので。

この国民健康保険っていうのは、国民皆保険のいわば柱ですよ。ですから、この法律ができたときに、「健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民の健康の向上に寄与することを目的とする」というのが、国民健康保険法の第1条目的に記されています

ね。

ということは、国の責任で、それを担っている市町村の国保の運営、給付事業にしろですね。あるいは、国保世帯の国保税の納入にしろ、安定した健全運営を図っていく上では、国の責任っていうのは極めて大きい。これは言うまでもないと思います。これがどんどん解約されてきた。

解約された中身ちゅうのは、大きくいえば2つありますよね。国の国庫負担率を引き下げる。これが1つ。

そしてもう一つは、国民健康保険に加入している人たちの負担率を引き上げていく。払えない人には短期の保険証の交付。武雄は県下でもね、資格証明書ゼロというのは、本当に極めていいことですよ。資格証明書の発行費、消費者に義務付けるということなど、国の負担を減らし、そして国保加入世帯への負担増を狙う。

本当どこの市町村の国保会計も大変な時代になってきている。というのは私も認識をいたしております。ですから、全国市議会議長会の去年の総会でも、議案としてそれがどういうふうに採用されたかっていうのは9月議会でも紹介しましたが、すべては言えませんが、国民健康保険は昭和33年、1958年の国民健康保険法の施行によって、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、これを保証する憲法25条の医療面での具体化したものが、国民健康保険法であり、国民皆保険の大きな柱になっているということの前置きに掲げながら、全国市議会議長会でも16号議案として、これが反映されている。

ということは、全国どこの市町村でもこのことで頭を悩まして、基金の取り崩しであつてみたり、一般会計から国保会計への繰り入れであつてみたり、大いに努力をされてきている。

ですから、私、国民皆保険を維持するということと、そして安定した国保会計にしていくために、国の補助率を引き上げる。これ、強く要求していくことが大切だというふうに思うんです。

実際には、この前も指摘をしましたように、毎年払えない世帯が増えてきている。加入者が増えてきている。1年間で9,856万円の滞納、未納という形で出てきてる。滞納、繰り越し合わせると2億5,600万と。全体の滞納の中でも、国保税の滞納の占める割合、極めて大きいですよ。

去年、武雄の場合は値上げしましたので、今年度どうなっていくかと、心配もありますけれども、武雄の場合は、地域福祉基金から5,000万取り崩して、一般会計で受けてこれを国保会計に回して赤字の補填にするということを今やってるわけですけどね。それでも、この6年間、平成29年を、まず続けるとしても、2億8,000万円の赤字を残したまま。

そういった意味では、1つは、国庫負担率を引き上げる。これ強く、やっぱり、地方から声を上げていくべきだと。

2つ目には、県も一定の責任を負うわけですから、財政調整交付金は、県の責任で発行し

ているわけですね。収納率 92%を境にして、上げたり下げたりしているわけでしょ。もっと安定的に県の財政調整交付金を増やすと。県の責任でもあるわけですから。それと同時に、29年には県に一本化しようというわけですよ。そうであればあるほど、それまでの、それまでのっちゃあ語弊がありますけども、県の財政調整交付金を増やすことは、県の責任でもある。

3つ目には、さっき言いましたように、基金の取り崩しも含めて、全国的にも一般会計からの繰り入れをして、そして滞納をつくらない。あるいはそのまま保険証も全員に発行できる。資格証明書は発行しないでもいいようにする。中には、国民健康保険法の 44 条に基づいて、窓口での一部負担や、そういうこともやっているところがありますよね。そういうこともですね、市町村も、かなり努力してるわけですから、収納も含めてですね。これはやっぱり強く国に要求していくことが、いわば国民介護保険の柱として、あるいは生存権の具体的な位置づけとして、大事なことだと思いますけども、その点の答弁を簡単に求めておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

国民健康保険の置かれている現状につきましては、先ほど議員からお話しいただいたとおりでございますけれども、まずもって全国議長会で要望していただいているということに対しては、お礼を申し上げたいというふうに思います。私たちとしても、九州市長会とかを通じて国に要望しておりますし、また、知事の方にも別立てで、要望してるところでございます。この2点につきましては、今後も継続して要望していきたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

いろんな、国民健康保険とその他の協会健保、いわゆる社会保険、共済組合がやってる共済保険とかですね。いろいろ比べてみますとね、国民健康保険を構成している階層というのは、無職者がもう 5 割を超えて、6 割近いんじゃないですか。そういう、財政的にも極めて脆弱な財政構造を持っていますね。一番最後には発足したわけですけど。しかも、脆弱な財政構造にありながら、やがては、国保にみんな吸収されてゆく。

共済組合を受けている公務員の人たちもね、退職者保険に移る。そしてこれが、国保会計の中で反映されてくる。いわば国保という制度は、最後の砦になっているわけですよ、そういう意味ではね。だからこそ、国や県の、責任は極めて大きい。

やっぱり、退職すると移ってくるわけですからね。そういう意味で、さっき部長が言われたように、県にも、あるいは国にも、執行部としてはね、当然声を上げている。

これをしませんとね、健康保険の世帯で、いわばさっき言いました協会健保も含めて、社会保険関係ですけども、年収 300 万で 4 人世帯。これ若干資料が古いですけども、8 万円から 14 万円と。国保世帯ちゅうのは、同じ 300 万と 400 万の世帯で見ますと、20 万から 32 万。現在のこんな大きな負荷、なんちゅうか、税の差があるわけですね。そういう差があつて、しかも最後は国保でそれを受けるといふ、そういう制度であるだけにですね、ぜひ、国、県にも強く要望を上げていっていただきたいというふうに思います。

これで、私の一般質問終わりますけども、いろんな宿題残してつていうのは気になるところではありますけども、この 27 年間、今回の質問で 105 回を数えることになりました。ずーっと改めて整理をしていますと、先ほども言いましたけども、一番ファイルが多いのは水道問題であつてみたり、あるいは最近では図書館であつてみたり、あるいは病院関係のファイルが一番多かつてみたりするわけですけども。しかし、それは時代とともに、その時々、行政は抱える課題というものは、変わっていくだろうというふうに思うんです。

そういった意味で、国保にしろ、十分な質問にはなりませんでしたが、市民のあらゆる生活に関わった行政が、サービスを展開していくという、一番身近な政治の場でもありますので、議会の果たす役割つてのは極めて大きいだろうというふうに、改めて考えてるところです。

持ち場は変わりましたが、市民の皆様方にいろんな声や要望というのをしっかり受け止めて、そして、市政に反映できる、そういう新しい場といいますかね。そういうことを私自身も考えてるわけでありまして、いずれにしましても、今回の一般質問、105 回目ですけども、いろんな人たちの協力を得ましてね、私も学ぶことができましたし、このことを改めてお礼を申し上げて、私の一般質問のすべてを終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（杉原豊喜君）

以上で 25 番平野議員の質問を終了させていただきます。